

## 分科会の設置について

### 1. 会議体の位置づけ

#### (1) 桑名市かわまちづくり協議会

桑名市かわまちづくり協議会は、R3.10 に桑名市により設立され、文化・歴史資源や開放的な水辺景観などの魅力資源を最大限に活用し、公民連携による持続可能な賑わいの実現を指している。その主な所掌は、設置要綱第 2 条に記されるとおり、「民間が主体となる水辺空間や公園空間等における自由で多様な活用に関すること」、「民間主導の活動支援のための施設整備に関すること」などである。分科会が設置された場合には、協議会は、分科会からの事業提案を受け、事業の承認機関として位置づけられる。

##### (設置)

第1条 桑名市は、雄大な木曾三川が注ぐ伊勢湾最奥部に位置し、水と緑豊かな自然環境のもと、江戸時代から東海道随一の宿場町として栄え、現在でも交通の要衝として発展をしている。この地域には、文化的・歴史的資源が多く存在するだけでなく、開放的な水辺の景観を楽しむことができるなど魅力的な資源が豊富にある。観光都市を創造するため、これらの資源を最大限に活用し、公民連携による持続可能な賑わいを実現するため、「桑名市かわまちづくり協議会」（以下「協議会」という。）を置く。

##### (所掌事務)

第2条 協議会は、次の事務を所掌する。

- (1) 民間が主体となる水辺空間や公園空間等における自由で多様な活用に関すること。
- (2) 民間主導の活動支援のための施設整備に関すること。
- (3) 第7条に規定する分科会が提案する事業について、指導、監督及び承認等に関すること。
- (4) その他地域の団体の活動に関すること。

#### (2) 分科会（案）

分科会は、事業の実施のために設置することができる。今回提案する分科会は、かわまちづくり協議会が掲げる「公民連携による持続可能な賑わいの実現」に向けて、「水辺空間や公園空間等における自由で多様な活用」を進めるにあたって、水辺空間や公園空間利用時の利用ルール等を検討し、互いに連携・調整する場となる分科会とする。（今後も目的に合わせて、分科会を設置）

##### (分科会)

第7条 協議会は、事業の実施のために、必要に応じて分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、協議会に対し事業の実施の提案を行うことができるものとし、協議会の承認を得たうえで事業を実施するものとする。また、承認された事業の実施内容を変更する場合も、軽微な変更を除いて、同様とする。
- 3 協議会は分科会に対し、事業の実施状況、実施結果等の報告を求めることができるものとし、分科会に対し報告の要請があった場合は、応じなければならない。

### < 設置する分科会の概要 >

分科会名称案：ミズベリング会議（利用調整分科会）

設置目的：利用手続きの煩雑さや各種規制などの課題解決を目指し、取り組みの実行部隊として、社会実験等を通じて、水辺空間や公園空間利用時の利用ルール等を検討し、互いに連携・調整する場を提供することを目的とする。

分科会メンバー：委員会に参加する機関、及び機関から推薦を受けた者で構成する。

（取り組み内容に応じて、適宜、メンバー参加を認めるものとする。）

<地域の合意>

かわまちづくり協議会において、分科会、もしくは、協議会委員からの提案を受け事業承認することにより、地域の合意をはかっていくものとする。そのイメージを図1に示す。

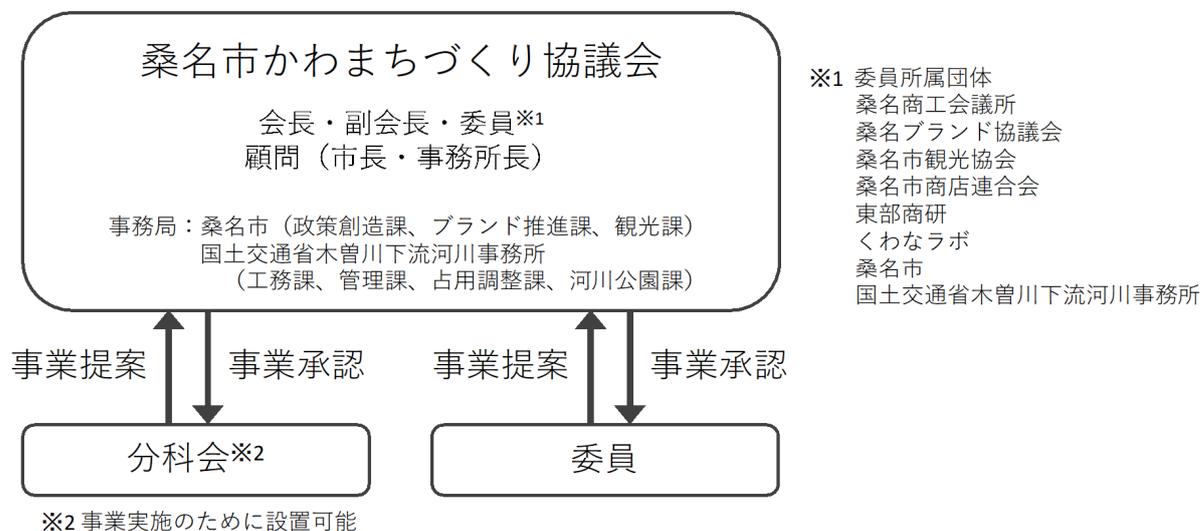


図1 地域の合意形成のイメージ

(3) 事業スキーム（案）

今後、桑名市かわまちづくりを推進していく上での事業スキーム（案）を図2に示す。本スキーム案は、桑名市かわまちづくり協議会等が実施する当面の社会実験を実施する際に適用するものとする。

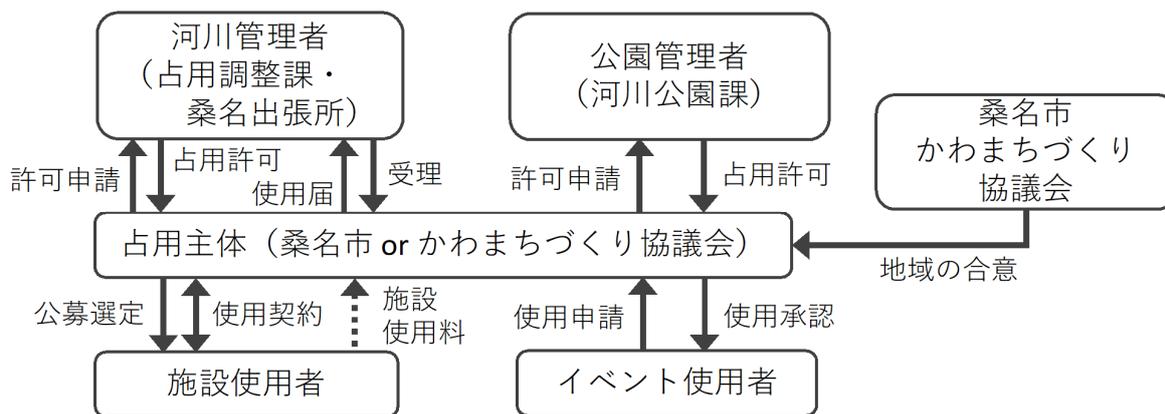


図2 事業スキーム（案）